

【テーマ3】国立大学法人大阪教育大学

「教育効果の改善に資する教育実習等実施ガイドラインの作成」

調査の概要

◆企画の概要

広く大学を対象にした質的・量的調査をおこない、下記をはじめ教育実習等の実態や好事例等の把握を通して、汎用性の高い教育実習等実施のガイドラインを作成、公開する。

- ・教育実習における大学と教育委員会等の連携・協働
- ・教育課程における理論と実践の往還による省察
- ・教育実習における学校体験活動の位置づけ
- ・教育実習実施の早期化・分散化等

◆調査研究の目的

- ・教育実習等の実態を明らかにする
- ・中教審答申にある教育実習のあり方等について意見を聴取する

- ・調査結果から教育実習等実施のガイドラインおよび概要版を作成、公開する

◆調査研究の方法

①webアンケート調査

実施時期：令和5年9～10月

回答大学：339大学／731大学（46.4%）

②グループインタビュー調査

実施時期：令和5年9～10月

回答大学：17大学／18大学（94.4%）

③ガイドライン案の検証

実施時期：令和6年3月

回答大学：5大学／102大学（5.0%）

取組のポイント・成果

◆ガイドライン等の妥当性の確認

- ・近隣7教育委員会および2大学との連携・協力により有識者会議を持ち、成果等について意見を聴取、反映させた。
- ・調査結果を参考に作成したガイドライン案について約100大学に依頼し第3者検証をおこない、意見を反映させた。

◆成果物の種類

回答大学の免許取得パターンから、アンケート調査結果を、

1. 全体編
2. 短期大学編
3. 幼・小・中・高免取得大学編
4. 中・高免取得大学編

の4編にまとめるとともに、

5. グループインタビュー調査結果を加えて、これらを参考に作成した
6. 教育実習等実施のガイドライン
7. 上記ガイドラインの概要版（リーフレット）

の7種類の成果物を作成、下記のサイトに公開した。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tvosakenkyu/guideline.html>

◆教育実習等実施ガイドラインの内容

ガイドラインには以下の項目を設けて、教員養成大学や教職課程を持つ大学の教育実習等の改善に資する考え方や方向性等を提示した。

ガイドラインの内容は以下の通りである。

1. 大学における教育実習の指導

- (1) 指導教員の役割
- (2) 事前・事後指導
- (3) 省察

2. 相談・支援体制

- (1) ハラスメント等への対応
- (2) 配慮や支援を要する学生への対応
- (3) 実習校への支援

3. 実習活動

- (1) 実習中の活動
- (2) 実習生の負担感
- (3) 退勤時刻の管理
- (4) 実習記録の媒体

4. 学校体験活動

- (1) 教育実習における学校体験活動
- (2) 学校体験活動の単位化

5. 実習校や教育委員会との連携

- (1) 目標と評価の設定
- (2) 活動内容の周知
- (3) 実習指導の把握

6. 働き方改革を受けての実習の変化

7. 中教審答申を受けた教育実習の早期化・分散化等

8. その他

- (1) 気象警報等による臨時休業の対応
- (2) 介護等体験

今後の課題

- ◆作成した「教育実習等実施のガイドライン」がより多くの大学の参考になるよう、本調査および成果物について発信方法の工夫をおこない、情報発信をおこなう。

- ◆「教育実習等実施のガイドライン」についての質問や意見を受け付ける方法についても発信する。